

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の終了(二件)……(同)……一
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……一
- ……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……一
- 建築基準法による道路位置の指定……二
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律による特定事業の選定……三
- ……(教育庁地域教育支援部管理課)……三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……五
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……五
- 土地区画整理組合の理事の失職及び就任……六
- ……(都市整備局市街地整備部民間開発課)……六
- 開発行為に関する工事完了……六
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……六
- 平成二十六年危険物取扱者保安講習の実施……六
- ……(東京消防庁)……六
- 平成二十六年上半期(烏しよ地区)危険物取扱

者保安講習及び消防設備士講習の実施……(同)……七

○平成二十六年(烏しよ地区)防火管理講習及び防災管理講習の実施……(同)……七

正誤

- 昭和四十三年十一月三十日付東京都公告……八
- 平成二十六年一月二十七日付東京都公告……八

告示

●東京都告示第八百六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(国土広域情報修正測量)
- 三 測量の区域 東京都内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第八百七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 足立区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 足立区内

四 測量の期間 平成二十六年一月十日から同年三月十四日まで

●東京都告示第八百八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都北多摩南部建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点成果座標変換及び三級基準点改測)
- 三 測量の区域 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市及び西東京市各市内
- 四 測量の期間 平成二十六年二月十日から同年三月二十日

●東京都告示第八百九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第二項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

氏名

鈴木 潮

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第七三八五九号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十六年五月二日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

鈴木 均

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第三五〇四二号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十六年五月二日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

●東京都告示第八百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十六年五月二日 東村山市久米 延長 第一項第五号 年五月二日 川町五丁目十 幅員 一番九の一部 幅員 五・〇〇 道路

●東京都告示第八百一十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第五百九十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十三日

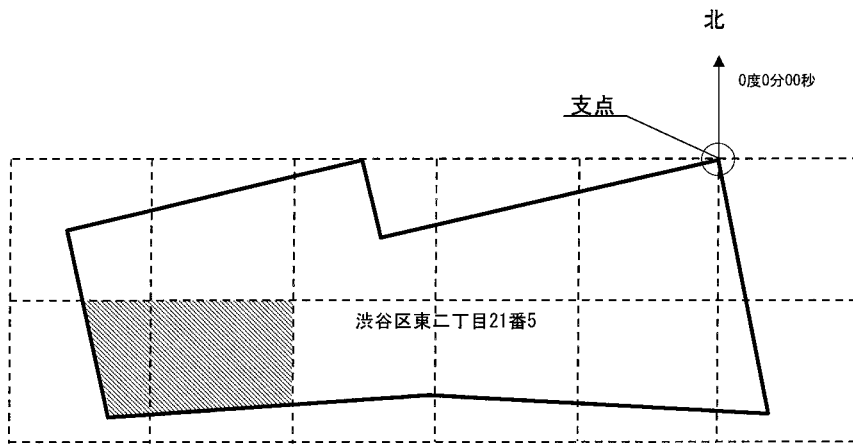
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区東二丁目 地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】
 支点は、敷地境界の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分00秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百十二号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、多摩地域ユース・プラザ運営等事業を特定事業として選定したので、同法第十一条第一項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を公表する。

平成二十六年五月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

特定事業（多摩地域ユース・プラザ運営等事業）の選定について

第1 事業概要

文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等により構成される多摩地域ユース・プラザ（以下「本件施設」という。）の運営及び維持管理を行う。

なお、平成15年7月から平成21年3月までの契約期間で民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づくRO（Rehabilitate-Operate）方式により実施中の多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業に引き続き実施するものである。

1 事業名

多摩地域ユース・プラザ運営等事業（以下「本事業」という。）

2 事業場所

東京都八王子市川町55番地

3 事業内容

(1) 本件施設の運営

- ア 文化・学習施設の利用受付、料金徴収等の施設提供業務
- イ スポーツ施設の利用受付、料金徴収等の施設提供業務
- ウ 野外活動施設の利用受付、料金徴収等の施設提供業務
- エ 宿泊施設の利用受付、料金徴収等の施設提供業務
- オ 社会教育事業（講座、体験活動、交流等）の実施
- カ 青少年の活動に関する相談への対応及び活動プログラムの開発提供
- キ 利用者に対する飲食の提供及び物品の販売

(2) 本件施設の維持管理
建築物保守管理業務のほか、施設の維持管理に必要な一切の業務（事業期間中の計画的な修繕業務を含む。）

4 事業期間

業務引継ぎ及び準備期間並びに運営及び維持管理業務を開始した日から10年間とする。

5 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が、本件施設の運営及び維持管理業務を実施する。

第2 東京都が直接事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較した評価

1 コスト算出による定量的な評価

(1) 前提条件

本事業を東京都（以下「都」という。）が実施する場合の財政負担額と、民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI事業」という。）として実施する場合の財政負担額とを比較するに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、都が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

算定対象とする経費の主な内訳	都が直接実施する場合 運営及び維持管理費	PFI事業として実施する場合 1 運営及び維持管理費 2 契約までのプロバイザリ費用 3 公租公課
運営及び維持管理に関する費用	これまでの事業実績等を勘案し、都が直接実施することを想定して設定した運営及び維持管理費	民間事業者の創意工夫によるコスト削減を想定して設定した運営及び維持管理費
起債	初期投資を想定しないため、資金調達に関する起債の算定は行わない。	左に同じ
割引率	2.68パーセント	左に同じ

(2) 算定方法

(1)の前提条件を基に、都の財政負担額を事業期間にわたって各年度別に算出した額を割引率により現在価値に割り戻す。

(3) 評価結果

本事業をPFI事業として実施することにより、都が直接実施する場合と比べて、事業期間全体を通じて、都の財政負担額を5.7パーセント程度削減できることが期待できる。

なお、この評価は、次の2及び3に示すリスク調整額及び定性的評価を加味していない。

2 選定事業者に移転されるリスクの評価（リスク調整額）

民間事業者に移転される全てのリスクについて定量化することは、現状では困難である。そこで、都の金銭的負担を算出できるリスクとして、施設が火災等により毀損される場合のリスク等を対象とした。その結果、このようなリスクを民間事業者に移転することによって、都の財政負担額を更に削減できるものと推定できる。

3 PFI事業として実施することの定性的評価

民間事業者が有する専門的な知識や技術を活用することにより、利用者ニーズに応じた良質なサービスを提供することが可能になる。

また、都と民間事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、事業に内在するリスクに對する対応力を高めることが期待できる。

4 総合的評価

以上のことから、本事業はPFI事業として実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の効率的な事業ノウハウを活用することが可能となる。

その結果として、定量的評価における都の財政負担額が5.7パーセント程度削減することが期待でき、リスク調整額を加えれば、更に削減することが期待できる。

したがって、本事業をPFI法第7条の特定事業として選定することが適当である。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年四月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本大衆音楽協会
- 三 代表者の氏名
柴田 良一
- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区百人町一丁目一番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、音楽を愛する一般大衆に対して、大衆音楽の文化的遺産の継承とともに、文化的価値の発展のために教育に努め、大衆音楽を広めていく。そして一般大衆の生活向上に寄与し、同時に音楽を愛する社会の構築のために役立つことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人葛飾幼児グループ

三 代表者の氏名
尾花 裕子

四 主たる事務所の所在地
東京都葛飾区四つ木五丁目六番七号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象にし、さまざまな障害を持つ子どもたちへの通所訓練事業、子育てに悩む親に対する相談事業を行い、地域福祉の向上と真のノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人チェロ・コンサートコミュニティ

三 代表者の氏名
市川 和博

四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市市安町三丁目二十三番十五号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く市民に対して、チェロを中心とする各種音楽事業を行い、もって文化、芸術、教育、福祉の

振興と地域社会発展の増進及び国際交流の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年四月九日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ベルの会協同作業所

三 代表者の氏名
中田 貢弘

四 主たる事務所の所在地
東京都足立区西新井本町二丁目十五番七号

五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活する精神障害者に対して、社会復帰訓練および地域で生活するための訓練を目的とした作業所の設置および運営と、広く一般市民に精神障害に関する普及啓発活動を行い、以って精神障害者の社会復帰および就労とノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年四月十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほおずきの会

三 代表者の氏名
柳沼 まゆみ

四 主たる事務所の所在地
東京都台東区日本堤一丁目三十二番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に心身障害児・者に対して、相互扶助の視念に立ち、心身障害児・者の生活能力の向上、地域生活における自立生活の支援に関する事業を行い、もって社会生活の利益の増進に寄与することを目的とする。
 (以上原文のまま掲載)

土地区画整理組合の理事の失職及び就任について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九條第一項の規定により国立市城南土地区画整理組合理事長杉田和男から次に掲げる者が理事を失職し、及び理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年五月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 失職	氏 名	住 所
	原田 照二	国立市谷保千七百四十五番地の一
	兼松 忠雄	稲城市大丸百三十九番地の四 稲城ハイコーポ八〇八号
二 就任	氏 名	住 所
	春日 武治	国立市谷保千八百三十六番地
	馬橋 利行	立川市栄町一丁目十二番地の十六

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十六年五月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名
 金子 博

国分寺市光町三丁目十二番十五の一部
 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一
 兼六土地建物株式会社
 代表取締役 鍵市 佳則

八王子市横川町六百三番二の一部
 八王子市八木町八番十一号
 社会福祉法人多摩養育園
 理事 足利 正哲

武蔵村山市中央一丁目四十七番一及び同番二
 武蔵村山市学園三丁目一番地四
 内野屋不動産有限公司
 代表取締役 内野 利夫

国立市東四丁目二十番二十四番一
 西東京市西原町一丁目四番一
 アイデイホーム株式会社
 代表取締役 久林 欣也

国分寺市東元町二丁目五百十四番一及び同番二
 国分寺市東元町二丁目十八番三十四号
 野口雄二郎

昭島市宮沢町字小ハケ五百二十一番四
 青梅市野上町二丁目二百五十番地八
 株式会社山一建設
 代表取締役 山野井信夫

平成26年度危険物取扱者保安講習の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成26年5月23日

東京都知事 外 添 要 一

1 講習区分及び受講対象者

(1) 講習区分 全区分
 (2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

2 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時 平成26年8月8日（金曜日）午後1時から午後5時15分まで
 (2) 実施場所 明星大学青梅キャンパス
 青梅市長瀬二丁目590番地

3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 受付期間 平成26年6月2日（月曜日）から同年8月1日（金曜日）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）
 (2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで
 (3) 受付場所 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

4 問合せ先

(1) 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分

<p>署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)</p> <p>5 その他</p> <p>受講申請書は、各受付場所配布する。</p> <hr/> <p>平成26年度上半期 (高しよ地区) 危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>平成26年 5月23日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>1 危険物取扱者保安講習</p> <p>(1) 講習区分 全区分</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所</p> <p>ア 実施日時 平成26年 6月29日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで</p> <p>イ 実施場所 三宅支庁会議室 三宅島三宅村伊豆642番地</p>	<p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>ア 受付日時 平成26年 6月29日 (日曜日) 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 三宅支庁会議室 三宅島三宅村伊豆642番地</p> <p>2 消防設備士講習</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 消火設備</p> <p>イ 警報設備</p> <p>ウ 避難設備・消火器</p> <p>(2) 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所</p> <p>ア 実施日時 平成26年 6月28日 (土曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 実施場所 三宅支庁会議室 三宅島三宅村伊豆642番地</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>ア 受付日時 平成26年 6月28日 (土曜日) 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 三宅支庁会議室 三宅島三宅村伊豆642番地</p>	<p>3 問合せ先</p> <p>東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)</p> <hr/> <p>平成26年度 (高しよ地区) 防火管理講習及び防災管理講習の実施について</p> <p>消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。</p> <p>平成26年 5月23日</p> <p>東京消防庁 消防総監 大江 秀 敏</p> <p>1 講習の区分 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習</p> <p>2 受講対象者 消防法 (昭和23年法律第186号) 第8条に基づく防火管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のある者及び同法第36条に基づく防災管理対象物の防災管理者として選任される予定のある者</p> <p>3 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 平成26年 6月21日 (土曜日) 及び同月22日 (日曜日) の2日間</p> <p>両日とも午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 実施場所 新島村新島住民センター 新島村本村一丁目1番1号</p>
--	--	---

4 受講申請の受付場所及び受付期間

(1) 受付場所

東京都新島空港消防所
新島村字河原

(2) 受付期間

この公告の日から平成26年6月13日(金曜日)午後
5時まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京
都条例第10号)に定める休日を除く。)

5 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-325
5-2945)

正 誤

○昭和四十三年十一月三十日付東京都公告

ページ一段一行

誤

正

一一二中一

四一水尾 恒雄

一水尾

恒雅

○平成二十六年一月二十七日付東京都公告

ページ一段一行

誤

正

五上

一四 サミット両国石

原店

サミットストア
両国石原店

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代) 電話 〇三(五三二一)一一一
一

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号 電話 〇三(三八二二)五二〇一
(代)

郵便番号
112-0002

